政令第百一号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第三十一条第四項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第二項、第三十二条第五項第二号、第三十四条第二項、第三十六条第五項第二号、第三十七条第三項第二号、第三十八条第三項第二号、第五項第二号（同法附則第三十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九項（同法附則第三十九条第七項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項第二号、第四十一条第四項第二号、第四十二条第七項第二号、第四十四条第八項第二号並びに第五十条並びに同法附則第三十六条第三項において読み替えて準用する同法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第四十五条第二項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の見出し中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第一号中「一・〇〇八」を「一・〇〇七」に改め、同条第四号中「一・〇〇九」を「一・〇〇八」に改める。

第八条の二の見出し中「平成二十八年四月から平成二十九年三月まで」を「平成二十九年四月から平成三十年三月まで」に改め、同条中「平成二十八年四月から平成二十九年三月まで」を「平成二十九年四月から平成三十年三月まで」に、「〇・九六九」を「〇・九六八」に改める。

第十条第五項中「平成二十八年四月から平成二十九年三月まで」を「平成二十九年四月から平成三十年三月まで」に、「〇・九六九」を「〇・九六八」に、「〇・九六六」を「〇・九六五」に改める。

第十一条第二項中「平成二十八年四月から平成二十九年三月まで」を「平成二十九年四月から平成三十年三月まで」に、「四百十四万四千円」を「四百十三万九千七百四十九円」に、「四百十三万五千五百円」を「四百十三万九千百九十六円」に、「二百五十五万九千五百円」を「二百五十五万六千八百七十五円」に、「二百五十五万四千二百円」を「二百五十五万千五百九十二円」に、「二百三十一万五千八百円」を「二百三十一万三千四百二十三円」に、「二百三十一万千円」を「二百三十万八千六百四十三円」に改める。

第十三条第四項及び第十七条第二項中「平成二十八年四月から平成二十九年三月まで」を「平成二十九年四月から平成三十年三月まで」に、「〇・九六九」を「〇・九六八」に、「〇・九六七」を「〇・九六六」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第七条の二関係）

一　昭和五年四月一日以前に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二三一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一八
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九七
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八九
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六五
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六二
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七四

二　昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二四一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二八
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇八
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八九
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六五
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六二
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七四

三　昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二六八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇六